

「神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準」の一部改正の概要

1 改正の趣旨

国の「専修学校設置基準」の一部改正により、専修学校の必要教員数に関し、「専任の教員」が「基幹教員」に改められた。

これに伴い、「神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準」の一部を改正する。

2 改正の内容

専修学校の教員数に係る規定中、「専任教員」を「基幹教員」に改める。
(第6条関係)

3 施行日

令和5年4月1日